

4 ㄨ 第 1 0 7 号

令和4年7月22日

府内高齢者施設長 様

府内障害者施設長 様

京都府健康福祉部ワクチン接種対策室長

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の
一部改正について

平素から京都府の新型コロナ対策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの4回目接種の医療従事者等及び高齢者施設の従事者等への対象拡大については、「4回目接種の対象拡大について」（令和4年7月19日付け京都府ワクチン接種対策室事務連絡）でお知らせし、施設等従事者の接種券発行の申請準備等をお願いしたところです。

この度、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）が、一部改正され、本日から適用されましたので、お知らせします。

なお、対象拡大の範囲について具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者を対象とする旨が明記されました。

また、本改正に伴い「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第8.2版）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000967835.pdf>（厚生労働省HP新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等）についても改訂されておりますので、申し添えます。